

平成29年度社会福祉法人権の木会  
児童養護施設聖智学園 中長期計画書

1. 施設運営方針

法人及び施設を維持、発展・強化していくためには、地域の方々や社会の支持が必要不可欠であり、高い公共性を理解していただくことが何よりも大切です。このため、施設としては、地域との交流、ボランティアの受入れ（活動の場の提供）、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行い、児童福祉の担い手として高い信頼性を得るように努めていきます。特に、今回の社会福祉法の改正でガバナンス（組織統治）の確立、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任及び地域社会への貢献といった社会福祉法人が備えるべき本来の役割を果たすことがこれまで以上に強く求められることになりました。

社会的養護については、国は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要があるとして、施設の小規模化、地域分散化を推進しています。この推進には、「人材確保と専門性向上」、「財源確保」などに大きな課題があるため、中長期的な視野に立って取り組んでいくこととします。

養育については、児童と職員の良い関係を構築することで、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間環境が築けるよう日々の生活の中から支援していきます。そして、進学、就労、自立、家庭復帰など子どもに合わせた支援を行い、退所後のアフターケアも適切に進めます。

施設に義務付けられている第三者評価は、平成29年度に2回目の受審となり、前回指摘された事項についてはもちろん、職員全員による自己評価による改善点の見直しを行い、第三者機関による評価を受審した結果に基づいて施設の弱みを強みに改善していくこととします。

2. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、子どもたちの最善の利益を実現し、また、子どもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

3. 施設の基本方針

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行

います。

(養育目標)

- ①種々の願望や欲求を保持し育成していく人間
- ②労働・生産を尊ぶ人間
- ③社会的連帯心を有する人間
- ④豊かな愛情を持った人間
- ⑤自己の尊さを知り、それを守っていく人間

(養育方針)

子どもたちの育ちにじっくり関わり、自分を認め、相手を認め、許しあい、助けあう心を育てます。

(個別化)

子どもたち一人ひとりの成長過程を確認し、権利行使主体者として個別性を認め、自己決定できる力を育みます。

(家庭的養護の推進)

社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育します。

(発達保障と自立支援)

利用者である子どもたちは何らかの理由により社会的養護が必要であり、「生活」「発達」「自立」を支援していくという認識のもと、安全で安心できる生活環境を整え、社会で生きていくための生活力を育みます。

(回復を目指した支援)

その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援を行います。

また、子どもたちは虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻していけるように支援します。そして、地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限に生かした援助に努めます。

#### (家族との連携・協働)

子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みをします。

#### (継続的支援と連携アプローチ)

社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育を行います。学校、保育園、子ども家庭センター、民生児童委員、保健所、医療機関などの様々な社会的養護の担い手と連携を密にし、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しながら社会全体での子育てに努めます

#### (ライフサイクルを見通した支援)

社会的養護は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくような支援を心掛けます。

#### (その他)

職員は、子どもを指導するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の濫用となる行為を行いません。また、職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行いません。

地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の開放などを通じ、地域に開かれた施設づくりを行います。

施設運営の質の向上を図るため、3年に1回以上の第三者評価を受審し、その結果を公表します。また、第三者評価を受審しない年は全職員参加による自己評価を行います。

#### 4. 重点目標

家庭的養護の推進には、単に養育の形態を家庭的にすればよいというのではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。また、子どもの養育に携わる施設職員には日々、専門職として研鑽を積んでいくことが必要であるのはいうまでもなく、同時に、職員個々が巧みに連携し、チームとして機能していくとともに、職種に関係なく全職員が一体となって子どもの問題に対応していく体制をつくっていかなければならない。

以上のこと、さらにこれまでの実践を踏まえて、29年度は次のような点を重点目標とした。

#### (1) 被虐待児への治療的アプローチ

子どもが安心して暮らせる場を保障するとともに、個別のカウンセリング及び必要に応じて臨床心理士によるセラピーを行い、被虐待児の心のケアを図る。

ケアワーカーが虐待に対する理解を深め、被虐待児への生活の中でのケアについて研鑽を積んでいく。処遇困難児へは、チームとして対応していかなければならない。処遇困難児への対応について、職員研修で事例を取り上げながら職員間の連携といった視点から検証していきたい。特に、発達障害を抱える子どもたちの養育については、その特性を十分理解し、子どもたちの生きづらさに寄り添えるような治療的な養育を行う。

#### (2) リービングケア及びアフターケアの強化

リービングケアを重視し、子どもたちが自立できる生活力を身につけることを目指す。年齢、能力に応じて課題を設定し、社会技能訓練を取り入れるなど実践的なトレーニングを行う。

アフターケアについては、OB会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

#### (3) 学習指導の充実

個々の学力に応じた教材等で個別の指導を心がける。小学生に対しては「公文式教育」を2年間行ってきたが、小学生のみならず中学生や特別支援学校の子どもたちの基礎学力向上につながっており、今後も継続していきたい。公文式については、学力の向上だけではなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。また、ウェブ学習教材の利用によって、入所の子どもはもちろん、一時保護やショートステイで学校へ行けない子どもたちの学習支援を行う。さらに、漢字検定や英会話等、子どもたちの要望も聞きながら、将来役に立つ技能の習得にも取り組みたい。

#### (4) 性教育の実施

施設内に起こり得る性的な問題の対応について職員間で共通理解を図る。発達段階に応じた性教育を実践していきたい。こども家庭センターのCWとともに性プログラムの導入を図る。

#### (5) 施設養護におけるソーシャルワークの充実

近年、親子の再統合を図らなければならないケースが増加し、施設においてもソーシャルワーク機能が求められている。これまでケアワーク中心に施設養護を考えてきたために、ソーシャルワークの重要性については、職員に十分に浸透していない面も感じられる。ファミリーソーシャルワーカーも2名配置となり、保護者の支援を行うことも非常に多くなるため、事例検討などを行い全体的なソーシャルワーク機能の充実に努めたい。

#### (6) ライフストーリーワークの実践

子どもたちがどうして自分が施設にいるのかを納得できていないことが多く、そのために気持ちが不安定になり、深い喪失感に苛まれているケースがよくある。子どもの現在の状態を総合的に判断して、入所前の生活史を共有することが、子どもの最善の利益に寄与すると考えられた時、特別な場面を設けて話しあいを行うことがある。

こうした場面においては「今まで言えなかったことを表現できた」という次元を超えて、物事をきちんと説明し、子どもの歴史を共に振り返っていくことが、当の子どもにとって意味のある体験として感じられること、「自分にはこれまで大変なことが色々あったけど、それを乗り越えて生きてきたのだ」「自分を支えてくれる人がいたのだ」、と子ども自身が思えることが大切である。

具体的には、心理療法のナラティブ・エクスポージャー・セラピーを行い、断片化し統合されない記憶を顕在化した記憶に変換し、過去のトラウマ体験をそれまでの成育史の中に位置づけ、一貫した物語として再構成していくことである。そのためには、現在の環境に対する安心・安全感、セラピストに対する信頼感が必要であり、養育者を含んだ治療的環境を整えていくことが最も重要である。

また、子どもたちの歴史を記した本「ライフ・ブック」として、子どもたちの育ちアルバムの作成を子どもと職員が一緒になって行っていく。入所するまでのライフストーリーワークと施設での育ちのアルバムが一つにつながり、子どもたちが自身の存在意義を高め、自分を大事にする自己肯定感の醸成につながると思う。

## 5. 施設整備計画

### (1) 目標

厚生労働省の社会的養護専門委員会がまとめた社会的養護の将来像では、児童養護施設は現在の概ね3分の1とし、すべて小規模化して家庭的養護を推進するという方向性が打ち出されており、聖智学園においても、中・長期的には本園についてはオールユニット化していきたい。

### (2) 将来のハード構成

平成32年度までに本園については新設ユニット3カ所、既存ユニット2箇所と合わせて5ユニットケア30名、地域小規模児童養護施設については2ホーム(各6名)12名、定員計42名とすることを目標とする。

#### ① 本体施設 5ユニットケア(定員30名)

現在の2ユニットケア(男子・女子中高生各6名)を活用するとともに、平成30年度に本園隣接地にユニット棟を建設する。2階を男子ユニット(小学生6名)、3階を女子ユニット(小学生6名)とする。平成31年度に本園3階を改築し、幼児ユニットとする。(幼児6名)

#### ② 地域小規模児童養護施設2ホーム(定員12名)

平成25年1月1日から「グループホームまほろば」を供用開始している。これについては、特別支援学校や特別支援学級及び普通学級の境界域の男子中高生を対象とし、ゆったりとした生活のなかで、将来、自立に必要な生活スキルを身につけることを目的としている。

平成27年1月1日から「グループホームあすなろ」を開設した。これは、将来に渡って親の支援を得られないことができない男子中高生を対象に、将来、自立に必要な生活スキルを身につけることを目的としている。

#### ③ ファミリーホーム

現在、2つのグループホーム(男子中高生)があり、一法人において2箇所までしか認められておらず、中高女子については本園における小規模ユニットケアで対応している。したがって、将来的に法人型でのファミリーホームにより中高生女子の自立に向けた支援を行いたい。また、今までと同様にレスパイトケアや心理療法によるケアなど専門的な養育による支援を行っていきたい。

#### ④ 児童家庭支援センターの設置

中央こども家庭センター(明石市)管内で、児童家庭支援センターは立正学園(加古川市)に付置されている「虹の丘」1箇所のみである。虐待相談件数は淡路島3市

においても非常に多く、要保護地域対策協議会では中度・軽度の子どもたちの見守りに苦慮しているところであるが、児童家庭支援センター「虹の丘」が物理的な問題から、淡路島のケースに関与することはない。早期の設置が望まれるところであり、兵庫県にも引き続き要望していく。

#### ⑥ 一時保護施設

平成31年度の本園の改修工事に合わせて、本園2階部分に一時保護施設の設置を行いたい。現在、一時保護所は明石の中央こども家庭センターに併設されており、常に満員状態である。また、一時保護所に入所すると、子どもたちが生活する地域と離れ学校にも行けなくなってしまう。

そこで、平成28年度に国から児童養護施設に一時保護施設を設置し、地域とのつながりを保ち学校にも一時保護施設から行けるような施策が打ち出された。淡路市についてはショートステイ事業の利用がなく、すぐに一時保護対応となるので、このような子どもを保護する一時保護施設の設置が必要である。

#### ⑦ 乳児院の新設

淡路島内では乳児院がなく、まず明石乳児院に一意保護・措置されるのだが、2年後に明石市に児童相談所が設置されれば、明石市のケースが優先的に明石乳児院に措置されることになる。また、兄弟姉妹で措置される場合、上の子どもが淡路の児童養護施設で下の子どもが島外で措置されることがあり、保護者の負担が大きいことや、乳児院から児童養護施設へと一連の養育が行えるため、児童養護施設に乳児院を併設する意義は大きい。

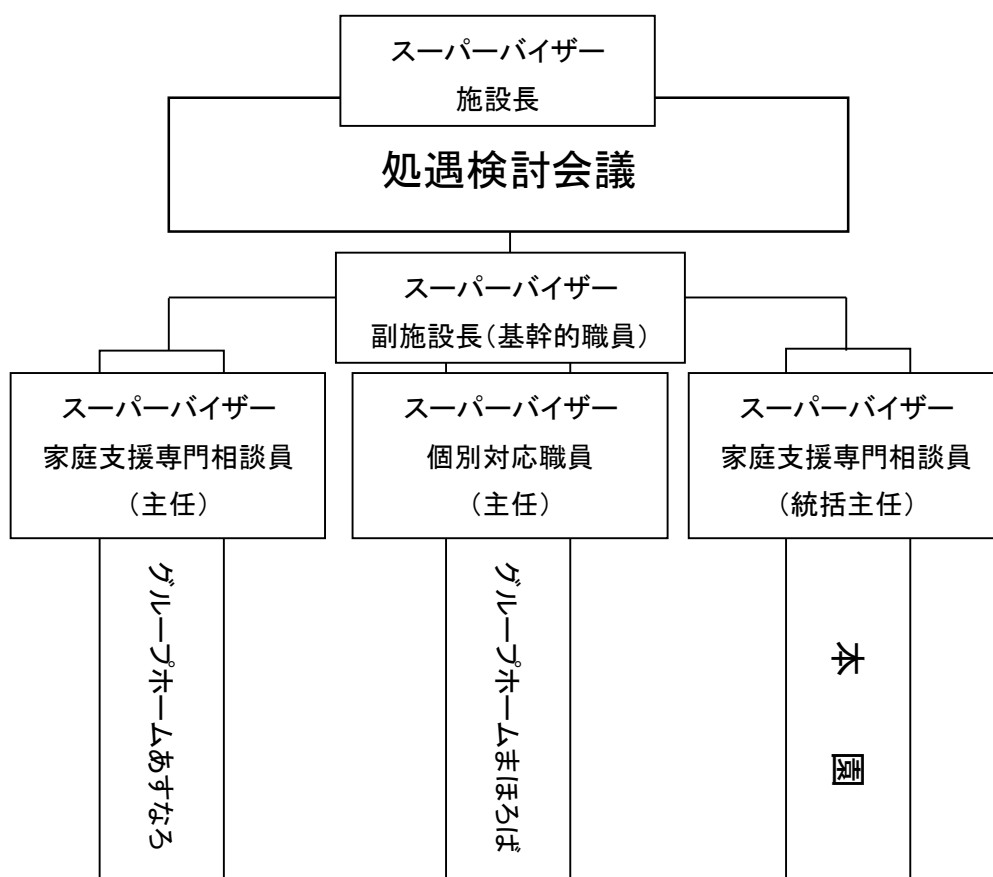
また、国が子育て世帯包括支援センターの設置を市町にすすめているが、乳児院を併設することにより、幅広い子育て支援が可能となり、地域の子育て拠点としての役割を果たすことが可能となる。

## 6. 組織整備計画

将来の本園5ユニットケア、地域小規模児童養護施設2箇所の合計7ユニット体制にあわせ、組織的な観点からスーパービジョン体制を確立する。については、本園の男子ユニット、女子ユニット、地域小規模児童養護施設毎にスーパーバイザーを配置し、他の職員への指導や相談に応じる体制を整備する。

また、基幹的職員や家庭支援専門相談員を専任化し、児童の入所前後の支援、家庭復帰促進支援、退所後の支援など、その本来業務を強化するとともに、他の職員へのスーパーバイザーとしての役割も果たさせる。

同様に、里親支援専門相談員についても、里親やファミリーホームへのスーパーバイズを行い支援することとする。





## 7. 管理運営組織

### 平成29年度会議日程

曜日	時間	第1週	第2週	第3週	第4週
月	1時30分 ～ 3時30分	全体会議			
水	1時30分 ～ 3時30分		各種委員会		
金	1時30分 ～ 3時30分				運営委員会
土	1時30分 ～ 3時30分			各職員会議	

※職員朝礼は平日午前8時30分～9時00に行う。

## 8. コンプライアンスガイドライン

### (1) コンプライアンスとは

「コンプライアンス」とは、事業者が事業活動を行う上で、法律や社会的倫理などを遵守していくことです。法令の目的、精神、更には職業倫理までを守ることがコンプライアンスであると言われています。更に、「社会的要請への適応」という考えがあります。社会的要請とは社会が、その事業者に対して求めているもの、期待しているものであり、それに誠実に応えていくということです。この「社会的要請への適応」という考え方がとても重要です。

その背景には近年の企業不祥事の続出などがあります。例えば、食品業界の一部では不正表示が頻発し社会的にも大きな批判を浴びています。永年の悪しき慣習にその重要性の認識が麻痺していたのかも知れません。介護保険の指定申請にかかる不正行為は、それを行った企業は介護事業から撤退を余儀なくされました。年金記録問題も、所轄する組織のガバナンス（組織統治）の欠如が大きな原因です。これも広い意味ではコンプライアンスの問題と言えます。

このように、コンプライアンスを徹底することは、我々の各々の事業のためであり、もしこれに反すれば、永年に亘って積み上げてきた信用、信頼が一瞬にして崩壊してしまうほどの、とても重要な問題であることを認識しなければいけません。

### (2) 行動規範

社会福祉法人として求められる取り組みを「行動規範」としてまとめました。

#### ① 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供に努めます。

#### ② サービスの質の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に努めます。

#### ③ 地域との共生

地域における、医療、保健、福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により地域の課題に取り組みます。

#### ④ 社会的ルールの遵守

関係法令や、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進します。

#### ⑤ 説明責任の徹底

利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

⑥ 利害関係者との適切な関係

公共性・公益性の高い法人として、関係する各種事業者と公正かつ適切な取引を行います。

⑦ 人材育成、適切な人事、労務管理の実践

経営の持続可能性を図るため人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

⑧ 公共的、公益的取組みの推進

低所得者への支援及び地域の福祉ニーズに即応した先駆性、開拓性のある地域貢献にかかわる公益的取組みを実践し、安定的・継続的な事業経営を行います。

⑨ 組織統治の確立

社会的ルールを遵守し、公正かつ適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。

⑩ 財務基盤の安定化

信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

(3) セルフチェック項目

このガイドラインに全てのことが網羅されているわけではありません。

日常の業務の中などで判断に迷った場合は、次の5つをチェック項目として自問自答してみてください。

あなたのその行動は

- ① 利用者の期待に反していませんか？
- ② 法律や法人のルールに違反していませんか？
- ③ 自分の良心に反していませんか？
- ④ 家族が見て、或いは、世の中の尺度で見ても、恥ずかしいと思えるものではありませんか？
- ⑤ 問題があると思っても、他の人もやっている、或いは以前からやっているという理由で何となく継続していませんか？

職員ひとりひとりがこうした基準で判断し行動することが、事業団としての「誠実さ」につながるのだと考えられます。

(4) コンプライアンス体制

法人が適切にコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理します。

① コンプライアンス推進体制

## ② コンプライアンス責任者、管理者の役割

コンプライアンス責任者・管理者は、各事業部、施設のコンプライアンスに関する責任を負います。又、職員に対するコンプライアンス教育・指導を実践し、コンプライアンス上疑義ある事項がある場合これに対応します。更に、職員からの報告・相談に対して適切な対応を実践し、一方、コンプライアンス担当役員とそれに必要な協議報告を行います。つまり、各施設におけるコンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス責任者及び管理者によって運営されます。

そのためには、例えば、気持ちの良い挨拶や積極的な声かけにより、部下職員が相談しやすい雰囲気作りに努め、日頃から事故・不祥事の発生を防止するため日々職場の状況や抱える問題点・リスクを常に点検し、問題解決に向け具体的な行動をとることが大切でしょう。

## ③ コンプライアンス委員会の役割

法人におけるコンプライアンスにかかる企画・立案・推進を、コンプライアンス担当者を通じて行います。又、その徹底のための具体的な実践計画を策定します。

コンプライアンス責任者

(法人理事長)

コンプライアンス管理者

(各施設長など)

コンプライアンス委員会

(法人理事長・施設長・副施設長・主任)

コンプライアンスホットライン

(法人監事)

## ④ コンプライアンスホットライン

上司に相談・報告・意見・提案しづらいときは、コンプライアンスホットラインへ！

・コンプライアンスホットラインの仕組み

(ア) 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談報告窓口「コンプライアンスホットライン」を、設置します。

(イ) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会、いずれでも構いません。

(ウ) 通報を受付けると、ホットラインは必要に応じ調査を行います。その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正措置を講じます。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行います。匿名通報でも構いませんが、

実名通報の場合には、通報者に対し調査結果、是正結果の報告をいたします。

(エ) 法人は、報告、相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取扱も行いません。報告、相談者に対し、不利益取扱や嫌がらせを行った者は就業規則に則り処分が課せられます。

(オ) 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しません。プライバシーは厳守されます。

ただし、虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行った者は、就業規則に則り処分が課せられることがあります。

## 9. 施設運営の質の向上

平成24年度より、児童養護施設は少なくとも3年に1回の第三者評価の受審及びその結果の公表、また毎年の自己評価が義務付けられました。

聖智学園は、平成26年度に第三者評価を受審し、施設全般の客観的評価を得て、施設運営の質の向上に努めてきました。今回、平成29年度に第三者評価を受審し、前回の指摘事項の修正と新たな課題について再度見直しを行い、子どもたちにとって聖智学園がよりよい施設になることを目指してまいります。

## 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

### 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

### 【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、

個人情報了他に漏らしてはならない

5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト改定版（第2次試案）平成20年12月26日；社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会編 より抜粋

## 全国児童養護施設協議会 倫理綱領

### 原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

### 使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

### 倫理綱領

#### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

#### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

#### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

#### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

#### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

#### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

#### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります



自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

**8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます**

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

**9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます**

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

**10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます**

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定